

必要書類一覧（豊中市ブロック塀等撤去補助制度）

●は必須書類

△は場合によって必要となる書類

	提出状況	書類の名称	説明	備考
① 補助金の申込み	● □ /	豊中市ブロック塀等撤去補助金交付申込書		様式第 1 号
	● □ /	ブロック塀等の所有者であることがわかる書類	（例）登記事項証明書 固定資産税評価証明書 名寄帳など	電子申込システムでは、不要となる場合あり
	● □ /	誓約書		様式あり
	● □ /	補助対象ブロック塀等のチェックリスト		様式第 2 号
	● □ /	撤去工事の見積書の写し	撤去工事費の明細がわかるもので、宛名は所有者のフルネームが記載されているもの	
	● □ /	撤去工事施工者の建設業許可通知書の写し	大阪府の解体工事業者登録票の写しでも可	
	● □ /	付近見取図		
	● □ /	現況写真	ブロック塀等の全範囲分で高さ、長さ、ブロック塀であることがわかるカラーのもの	
	● □ /	見付面積がわかる図書	ブロック塀等を道路側正面から見た図に、高さおよび長さの寸法と見付面積を記載したもの	
	△ □ /	委任状	手続を他者に委任する場合	様式あり

② 完了報告	● □ /	豊中市ブロック塀等撤去補助金完了実績報告書		様式第 10 号
	● □ /	撤去工事の領収書の写し	<u>宛名は所有者のフルネームが記載されているもの</u>	
	● □ /	撤去工事完了後の写真	<u>ブロック塀等を撤去した状況のもの（全範囲・カラー）</u> ※写真がない場合、補助金が交付できない可能性があります。	
	● □ /	豊中市ブロック塀等撤去補助金交付請求書		様式第 12 号

- 申込者の印鑑は、各手続きにおいて同一のものを使用してください。
- 上記以外の書類についても、提出を求める場合があります。
- 各手続は、必要書類一式を全てまとめて窓口まで持参するか、郵送又は電子申込システムにより提出してください。（電子申込システムでの提出の場合、手続きにはメールアドレスや身分証明（免許証等）の写しの添付が必要です。）
- ご不明な点などございましたら、豊中市 都市計画推進部 建築審査課までご連絡下さい。
- 固定資産税評価証明書に記載のある評価額は黒塗りにて提出して下さい。

豊中市中桜塚 3 丁目 1-1 【第二庁舎 5 階】

TEL: 06-6858-2417

FAX: 06-6854-9534

メールアドレス: kenshinsa@city.toyonaka.osaka.jp

必要書類一覧（豊中市ブロック塀等撤去補助制度）

変更などが生じた場合

●は必須書類

△は場合によって必要となる書類

		提出状況	書類の名称	説明	備考
申込みの 取下げ	●	<input type="checkbox"/> /	取下届	補助金決定後（着手前）に 申込みを取下げの場合	様式第7号
	●	<input type="checkbox"/> /	豊中市ブロック塀等撤去補助金 交付決定通知書の写し		

申込みの 変更	●	<input type="checkbox"/> /	豊中市ブロック塀等撤去補助金 交付変更承認申込書	工事費や工事業者などを 変更する場合	様式第5号
	△	<input type="checkbox"/> /	撤去工事の見積書の写し （変更後のもの）	撤去工事費の明細がわかる もの	
	●	<input type="checkbox"/> /	豊中市ブロック塀等撤去補助金 交付決定通知書の写し		

事業の 廃止	●	<input type="checkbox"/> /	廃止届	着手後に事業を廃止する場 合	様式第9号
	●	<input type="checkbox"/> /	豊中市ブロック塀等撤去補助金 交付決定通知書の写し		

- 申込者の印鑑は、各手続きにおいて同一のものを使用してください。
- 上記以外の書類についても、提出を求める場合があります。
- 各手続は、必要書類一式を全てまとめて窓口まで持参するか、郵送又は電子申込システムにより提出してください。（電子申込システムでの提出の場合、手続きにはメールアドレスや身分証明（免許証等）の写しの添付が必要です。）
- ご不明な点などございましたら、豊中市 都市計画推進部 建築審査課までご連絡下さい。

豊中市中桜塚3丁目1-1 【第二庁舎5階】

TEL: 06-6858-2417

FAX: 06-6854-9534

メールアドレス: kenshinsa@city.toyonaka.osaka.jp